

施設利用料金の改定について

2026年4月より、施設利用料金が改定されます。

新料金の内訳や適用開始日等の詳細につきましては、1月中旬頃に千葉市文化振興課より発表となります。**市発表までは、申し込み後に支払いいただく施設利用料金は現行の料金が適用となります。**楽屋料金につきましてはご利用日のご精算となるため、新料金が適用されます。

設置管理条例におきましては、現行利用料金の約1.3倍の値上げを予定しております。

ちば市政だより 2025年10月号 4面より

公共施設の料金を改定

施設の料金は、現在、施設の運営費と利用料金との差を市税などで補っています。太陽光発電などの光熱費削減の取り組みで運営費の節減に努めますが、物価高騰下でも引き続き、施設を安定的に運営するためには、利用する方に適正に料金を負担していただくことが必要です。

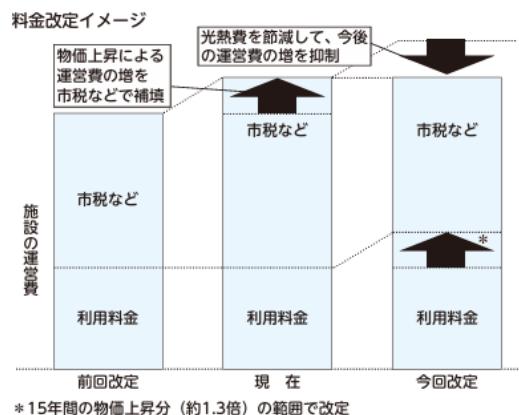
そこで、公共施設使用料等設定基準に基づいて、長期間見直しを行っていないコミュニティセンターやスポーツ施設、文化施設などの利用料金を、来年4月から改定します。詳しくは、[千葉市 公共施設使用料](#)

料金を改定する主な施設

施設名	改定前	改定後
コミュニティセンター (2時間当たり)	講習室 (60m ²)	300円 390円
スポーツ施設 (2時間当たり)	野球場(1面)	1,440円 1,870円
市民会館 (平日1日(13時間) 当たり)	大ホール	102,950円 133,830円

*実際の利用料金と異なる場合があります。

問財政課 ☎245-5077 ☎245-5535



	改定前	改定後
ホール(土日祝1日)	69,660	90,550
リハーサル室(1日)	9,190	11,940

※上記表は、あくまで設置管理条例の利用料金の1日の上限額を示しております。

何卒ご理解、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

若葉文化ホール
043-237-1911